

三宅村 議会だより

第 6 号

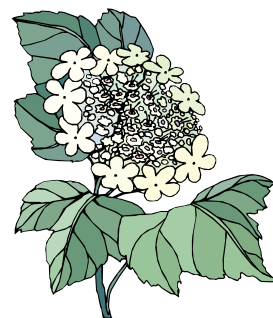
2013.07.23



写真：三宅保育園運動会

目 次

平成25年度第 2 回定例会で審議された議案	2
平成25年度第 2 回定例会 議決結果	3
村政を問う（一般質問）	4
ライブ三宅	12



平成25年第2回定例会

(会期：6月26日、27日)で

審議された議案

報告第1号

平成24年度三宅村国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計繰越明許費繰越計算書について

平成24年度中に予算措置がされた中央診療所の人工透析導入整備に伴い、歯科診療所を移転することになり、歯科診察室などの改修工事を平成25年度に施工するため、地方自治法の規定に基づき議会に報告がされました。

「繰越明許費 複数年度にまたがる事業において当年度予算を翌年度に繰越して使用できる経費のこと」

議案第1号

三宅村火山体験遊歩道設置条例

阿古地区溶岩埋没地跡に三宅村火山体験遊歩道周辺の整備をするため、遊歩道の利用者に対する禁止行為の規制が設けられ、原案のとおり可決されました。

議案第2号

三宅村交流センター設置管

理条例

阿古漁港船客待合所2階に村民や来島者の交流の場として「三宅村交流センター」が開設されるため、施設の管理運営や利用料について規定が設けられ、原案のとおり可決されました。

議案第3号

三宅村公衆便所設置条例の一部を改正する条例

島内に13カ所ある公衆便所のうち、火の山峠に設置されている公衆便所が老朽化しており、利用者に危険を及ぼす恐れがあるため、「三宅村火の山峠公衆便所」を廃止し、また、雄山の旧レストハウス敷地内に、「三宅村雄山公衆便所」が新設され、条例の一部改正が原案のとおり可決されました。

議案第4号

三宅村児童遊園条例の一部を改正する条例

神着地区に既存する東京都所管の児童公園を村が購入したことにより、名称を「三宅村ふれあい児童公園」とした

ので条例の一部改正が原案のとおり可決されました。

議案第5号

三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例の全部を改正する条例

火山ガスが減少傾向に向かっていることから、火山ガスの規制区域名称から「高濃度地区」が削除され、「立入禁止区域・危険区域・準居住地区」の三つの分類となりました。このことにより、三宅・沖ヶ平地区が「高濃度地区」から「準居住地区」に変更され、居住や営業の再開が可能となる条例が原案のとおり可決されました。

議案第9号

火山ガスに対する安全対策に関する区域の変更について

「高濃度地区」の名称が削除され、規制区域の範囲に変更が生じたため、本条例に基づく「議会の議決を経る」議案が原案のとおり可決されました。

議案第12号

三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例に設定されている危険区域及び高濃度地区に係る固定資産税

の減免に関する条例の一部を改正する条例

三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例の全部改正に伴い、高濃度地区に関する固定資産税の一部改正が原案のとおり可決されました。

議案第6号

平成25年度三宅村一般会計補正予算(第2号)

既定の予算額4億2965万6000円に2381万3000円を追加し、4億5346万9000円となりました。主な内容として、阿古漁港船客待合所の利用開始や、新たな児童遊園整備に伴う諸費用等の増額と、高濃度地区継続滞在事業終了による減額を行う補正予算が原案のとおり可決されました。

議案第7号

平成25年度三宅村簡易水道特別会計補正予算(第1号)

坪田地区内配水管布設整備事業や水道施設維持管理費など歳出予算が組替えられ原案のとおり可決されました。

議案第8号

三宅中学校グラウンド駐車場整備工事請負契約の締結について

三宅小中学校の駐車場スペースが狭小であり、利用者の利便を図るため、三宅中学校

のグラウンド山側に新駐車場を設置する工事請負契約の締結について原案のとおり可決されました。

議案第10号

平成25年度消防ポンプ自動車(CD 1型)購入契約の締結について

三宅村消防分団の消防車両が更新時期となり、新規ポンプ自動車購入契約の締結について原案のとおり可決されました。

議案第11号

三宅村交流センターの指定管理者の指定について

三宅村交流センターの管理運営については、一般社団法人三宅島観光協会を指定管理者とすることが原案のとおり可決されました。

発議第1号

航空機の就航率向上に向けた取り組みについての要望書(案)

「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例の全部を改正する条例」の可決に伴い、火山ガスの規制緩和が図られるため、全日本空輸株式会社(運航基準・就航率の向上など)見直す要望を行政と連名で提出することに全会一致で可決されました。

三宅村議会だより

次のとおりです。」

【要望書の詳細】

貴社におかれましては、平素より三宅村政に深いご理解とご協力を賜り御礼を申し上げます。

また、日々の運航にあたっての並々ならぬご労苦、ご尽力に対して敬意を表しますとともに本年3月末を持って退役予定であった三宅島・羽田間の運航延長におきましてもご理解を賜り重ねて御礼を申し上げます。

さて、平成20年4月に定期路線として運航を再開していただいで以来、火山ガスの影響により就航率の低迷が続いており、生活路線としての役割が損なわれております。

しかし、最近の「火山ガス」観測結果をみますと、火山ガスの放出量は大幅に減少し、日量200トンから400トンに推移しており、また、村が定める「長期的健康影響基準」である火山ガス濃度も着実に低下していることから、平成25年6月26日に火山ガスに対する安全条例の改正案が村議会で可決され、7月1日付で島内に唯一存在していた「高濃度地区」を「準居住地区」へと移行いたしました。

更に、5月24日に開催いたしました「三宅村安全確保対

策専門家会議」においては、飛行中の航空機内における乗員・乗客への火山ガスの影響にかかっても何ら影響がないとの見解をいただいております。

貴社におかれましても、条例の改正及び専門家の見解を踏まえ「運航基準」の見直しを早急に図り、就航率の向上に努められますよう要望いたします。

平成25年7月12日

東京都三宅島三宅村長

櫻田 昭正

東京都三宅村議会議長

平野 辰昇

三宅島空・海路を考える会会長

平松 一成



平成25年第2回定例会 議決結果

議案番号	議案名	議決結果						
		長谷川一也	彦坂明伸	上松幸男	平川大作	長谷川崇	谷寿文	浅沼徳広
議案第1号	三宅村火山体験遊歩道設置条例							
議案第2号	三宅村交流センター設置管理条例							
議案第3号	三宅村公衆便所設置条例の一部を改正する条例							
議案第4号	三宅村児童遊園条例の一部を改正する条例							
議案第5号	三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例の全部を改正する条例							
議案第6号	平成25年度三宅村一般会計補正予算（第2号）							
議案第7号	平成25年度三宅村簡易水道特別会計補正予算（第1号）							
議案第8号	三宅中学校グラウンド駐車場整備工事請負契約の締結について							
議案第9号	火山ガスに対する安全対策に関する区域の変更について							
議案第10号	平成25年度消防ポンプ自動車（CD 1型）購入契約の締結について							
議案第11号	三宅村交流センターの指定管理者の指定について							
議案第12号	三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例に設定されている危険区域及び高濃度地区に係る固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例							
発議第1号	航空機の就航率向上に向けた取り組みについての要望書（案）							
報告第1号	平成24年度三宅村国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計繰越明許費繰越計算書について							

村政を問う

～六人の議員が一般質問～

上松 幸男
議員



問 廃屋（旧・お土産センター）の危険解消について

三池地区、沖ヶ平地区がこれまでの高濃度地区から準居住地区に改正される条例がようやく本議会に提出されています。これまで、私は高濃度地区の一刻も早い解消を強く主張してきましたが、今回の条例改正には、非常に感慨深いものがあり、住民の皆様とともに心から歓迎するものがあります。

ところで、この地域には、火山ガスによる廃屋が何軒もあります。特に都道沿いには、3軒もの廃屋があり、中でも、三池地区にある「旧・お土産センター」は都道のすぐ脇にあり、1階はガレキで埋もれ、2階は壁がはがれ、柱もむき出しになっており、いつ倒れてもおかしくない状況です。

もし、この廃屋が都道側に倒れたら、通行人や通行車両に多大な被害を及ぼすことも十分考えられます。そこで、この廃屋について、これまで村としてどのような対策を講じてきたのか伺います。

答 総務課長

三池地区の「旧・お土産センター」の家屋につきましては、登記簿謄本により、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造体であると確認されています。このため、倒壊・飛散の可能性が低いと判断され、被災家屋解体事業からははずれていましたので、所有者による施設の適正な維持管理をお願いしてきました。

再 現状の条例では、この廃屋（旧・お土産センター）の解体は無理だということですか。

答 総務課長

現状を見てみると、登記簿謄本の内容と構造が一部異なり、2階と3階部分の壁や窓が崩壊しており、道路側など

への倒壊・飛散の可能性が非常に高く危険な状態になっています。今後、新たに被災家屋解体事業の対象として、早急に事業実施ができるよう、所有者と折衝します。

再 既存の条例が定める範囲で対処できないのであれば、消防法の適用なども検討すべきではないかと考えます。一刻も早く手を打つべき問題であり、あらゆる手段を使って、解決すべきだと考えますが見解を伺います。

答 総務課長

私どもの持っている被災家屋解体事業で対処できませんので、所有者との折衝に努め、早急に対応します。

問 中央診療所について
待ち時間の短縮について

中央診療所は三宅島における唯一の医療拠点で、島民の健康を守り、病気の治療にあたる島民の安心のよりどころです。その関係者の日夜にわたるご苦労は並々ならぬものがあると思います。ここに深く感謝申し上げます。

その上で、関係者の努力が十分に生かされ、更に島民が安心して受診・入院できる診療所になるよう、質問します。

第1点目は、診療体制の改善についてであります。現状

は、早朝から玄関前で待機している患者さんが非常に多く見受けられます。少しでも早く受診したいため、早朝から並んで順番札を受け取りますが、受診までの待ち時間が非常に長く、お昼まで掛かってしまうケースも多々あります。そこで、救急以外は予約制で受診できるようにすれば、患者さんが早朝から来院する必要もなくなり、大きな負担軽減につながるのではないのでしょうか。こうした工夫も検討し、患者さんの負担軽減のために現在の診療体制を改善する必要があると考えますが見解を伺います。

答 医療担当課長

現在、一部火曜日の午後のみを実施している高血圧などの慢性疾患対象の予約診療について、今後、電子カルテなどの端末機械による予約システムを活用し、拡大・推進するための方策を検討してまいります。また、朝6時30分からの順番札のシステムについては、そのあり方を検討し、待ち時間の改善が図られるよう努力します。

再 この問題は、以前にも同僚議員から質問が出るなど、大事な問題です。私は時々、東京の病院にも行きませんが、8時から順番札が渡され、8時半から受付が始ま

り、9時から診療が開始されます。中央診療所の場合、朝早く来て順番札をもらったから、いったん帰る人もいます。このようなことがなくなるよう改善していただきたい。

答 医療担当課長

待ち時間の改善については、現場も見てよく分かっていますので努力してまいります。

問 職員の対応について

病院に限らず行政サービスの基本は、村民への思いやりにあります。その思いやりは診療所を訪れる方々への職員の丁寧な対応に表れると思います。ところが当診療所の職員や看護師が、患者さんに対して、例えば、あいさつの仕方、接し方などが、「高圧的だ」「横柄だ」などの苦情が多く村民から寄せられているようです。私のところへも同様の話が来ておりとても残念です。ところが、都内の病院などでは、患者さんをお客さんとして対応しています。例えば、窓口から診療に至るまで、「何々様」というような接客の仕方が普通です。診療所は村民の元気を創造する行政サービスの柱であると思

います。ぜひ診療所においては大切な「お客さん」でもあ

る村民に接する、お手本を示してほしいと思います。村長は選挙の公約に「人材の育成」を第一に掲げています。もともと優秀な職員であり、看護師です。診療所での対応についても、東京の病院で研修する機会をつくるなど、更に磨きをかければ村民に益々喜んでいただけます。そこで、診療所のサービスマン向け、具体的な対策に取り組みべきと考えますが見解を伺います。

【答】 村長

中央診療所の職員は公務員という立場である以上、全体の奉仕者であり、医療サービスマン、住民サービスの向上を図ることは当然のことであると認識しています。ご指摘のような職員の対応については、大変残念ながら私も直接耳にしており、今後、職員の患者の皆様に対する言動については、自分の立場と相手の気持ちを考えた、思いやりのある接遇を日々、心掛けるよう指導してまいります。なお、看護師に対する研修につきましては、人材育成の観点から、都内の病院の教育担当者を講師として招くなど、まずは島内における研修の実施を検討してまいります。

【再】

患者さんは、特にお年寄りの方が多いため、その

意味でも患者さんに気を遣わせないようにはしていただきたいと思います。

【答】 村長

都内の病院では、患者さんのことを「患者様」と呼ぶほど、敬意を払っていると感じています。看護師にも患者さんの立場に立って行動するように、これからも指導してまいります。



浅沼 徳広 議員



【問】 三宅高校について

三宅高校に防災科、または危機管理科を設けてもらうよう、都に働きかけて欲しい旨を前村長に要望したことがあ

ります。当時の村長以下関係者が良く働いてくれたが、残念ながら要望は叶えられませんでした。私も前村長と都教育庁に教育長を訪ね要望しましたが、その際に四点を指摘されました。たぶん生徒は島外から呼ぶうとしていたろうが寄宿舎はあるのか。教職員は全て常駐とはいかず、週に一度とか通うようになるが、今の（平成18年当時）状態では無理がある。できたとして卒業生は就職できるか。志願者がいるか。については前村長が保証している問題ありませんので返事に詰まりました。当時は伊ヶ谷港も未完成、ヘリもなし、航空路もなしは解りませんが本音です。世間には農業・工業・普通高校等あるが、卒業後すぐ就職または上級校へ進学とは言い切れません。は舞子高校を見れば解ります。然し防災、または危機管理は東日本大震災を機に益々重要になっていきます。最近南海・東南海トラフによる大地震、大津波の襲来が叫ばれています。関西では以前から舞子高校に防災科があります。日本の首都である東京都に防災教育を受け持つ高校が一校くらいあっても不思議

ではありません。われわれ島しょ地域に住む東京都民として、このような要望をすることは決しておかしくないことではあります。そして何よりこの三宅島には生きた教材に事欠きません。噴火は約20年に一度、それに伴い地震発生、毎年台風シーズンには風速40〜50mの風が吹きます。海も内地とは比べものにならないほど荒れます。その中で三宅島は高齢化が進んでおり、超高齢化社会の防災体制、危機管理体制も確立しなくてはならない。このように生きた教材が濃縮されています。先に離島振興法が改正され、それに伴って都でも離島振興計画が策定されました。その中の基本計画で三宅島は火山と共に生きる新たな島づくりとして共助体制構築による防災体制云々とあり、広域的基本方針の中で伊豆諸島の課題は人口減少が掲げられており、新たな課題の中で東日本大震災の教訓を生かした新たな視線で防災対策の強化とつながっています。ですから三宅高校に防災科をぜひ設けて欲しい。そうすれば都の定めた基本方針の中の伊豆諸島の継続的な課題である人口減少にもストツプが掛けられます。もし設けてもらえれば、一学年30人の定員として三学年で90人、それに伴い教職員等を含める

と百何十人増となり、90人が生活するための寮が必要になり雇用が発生します。父兄にしても三人に一人位は三宅島ってどんなところなのか、行ってみようという気になれば、交流人口が増えることになりました。大島に水産科があるのであれば、教材の豊富な三宅島に防災科があつて当然。それが時代の流れの先取りというものです。このことは、ある都議にも話しましたし、教育庁三宅島出張所にも話しました。三宅高校にはまだ話してないですが、以前は校長先生と地質学の先生に話したら、両先生とも喜んで地質学の先生はわざわざ舞子高校まで視察に行ってくれましたが、両先生とも転勤してしまいが、三宅には戻りません。これは高いハードルですが、不可能なことではありません。粘り強く都に働きかけていただきたい。また私にできることは何でもやります。村長の見解を伺います。

【答】 副村長

平成18年に村として都・教育庁に要望に行ったことがありますが、やはり村もそうですが、三宅高校自身もその必要性を強く感じていただき、率先して取り組んでいただくことが肝要かと思えます。村としても問題意識は持つており

ますので、引き続き三宅高校及び都教育庁を始め関係機関各方面に対して粘り強く働きかけを行ってまいりたいと考えております。

答 村長

都のしかるべき筋のところを問い合わせたところ、まず高校に先頭に立ってやってもらうと良いですよ。と助言もいただいておりますので、これから徐々にそれを進めていきたいというふうにご考えております。



平川 大作
議員



問 三宅村奨学資金貸付条例について

現在、村で不足している看護師、介護士、臨床検査技

師、医師、各産業の後継者等々、自分の村で有望な人材が確保できたらどんなに素晴らしいことでしょうか。奨学金の増額、貸付制度から給付制奨学金に移行できないか。

答 教育課長

現在、奨学金の貸与を受けておりますのが12人の方でございます。奨学金の金額については島嶼の他の自治体の例も参考にしながら見直しを検討したい。給付奨学金ですが、現行条例の中に優位な人材を確保するために卒業後、三宅島振興発展のために本村に居住した方には一定の条件のもとに償還金の免除をする規定もございます。基金の原資の活用をしていくためにも貸付型の奨学金の維持を考慮しております。

再 奨学金の増額については今後検討されていくという判断でよろしいですね。制度があることをもつと父兄の方にも周知していただけないような手段を取っていただきたい。

答 教育課長

ご提言の情報の周知でございますけれども中学校をはじめ高校もですね、進路指導の中で奨学制度については十分に周知していると聞いています。今後も周知の仕方を含

めましてより良い奨学金の活用を目指して努力をしてまいりたい。

問 三池海岸の波よけについて

東京都に対して、住民の生命、財産を守る立場から早期に対応していただけるよう要望すべきだと考えます。

答 空港対策・防災担当課長

議員ご指摘の波返しの際の部分の洗掘の対応につきましましては、本年度調査設計が実施されると聞いています。村としても三池地区の海岸保全のため、浸食防止工事を早急に実施するよう東京都に要望してまいります。

再 地震、津波等と言つのは何時来るかわからないので万全の策をとっていてもたくさんの方が亡くなる事例は前の震災の時でわかると思えますので一日でも早くできるように要望していただきたい。

答 空港対策・防災担当課長

東京都に引き続き要望して行きたい。



問 カラス対策について

私は生産性を上げてもらうためにもこのトラップの貸し出しが必要と考えます。トラップを村が作り、貸し出すことができないか。

答 観光産業課長

先月開催されました農業委員会におきましてカラスによる農作物への被害について報告がありました。その対策に農家の方々も苦慮しているというところございました。村が公的施設の施設内に試験的に設置をいたしまして、その効果のほどを確認した上で貸与について今後検討してまいります。

再 簡単なトラップで結構です。私が住民から聞いているのは小さい物ですからそれを含めて検討していただければと思います。

答 観光産業課長

他の資料等も収集した中で適正、手ごろなサイズが在るようであればそういう物も検討していききたい。

再 トラップを検討して頂けるといふことなので、しかも前向きな検討をしていただけたらということではございますね。

答 観光産業課長

まずは試験的に村が効果を検証した上で貸与については検証してまいりたい。

再 試験は早急にやられるということですね。

答 観光産業課長

村の方としても迅速な対応をとっていききたい。

問 高濃度地区について

全面解除に向けての今後の取り組み、住民の皆さまに対する支援をどう考えるのか。

答 村長

今後も火山ガスの放出量と濃度の数値を注意深く見守りながら準備検討を進めます。今後の支援ですが高濃度地区については、これまで他の地区にはない各種支援を実施しました。このたびの規制解除にあつては平成21年4月の阿古高濃度地区、平成22年8月の御子敷地区を準居住地区に規制解除した時と同様に特別な支援を行うことは考えておりません。

再 他の地域にない年数の長さというのも事実ですから、この辺りを含めて今後とも検討していただければと思います。

答 村長

心情的には非常に私も理解しております。しかしながら

他とのバランスがありまして、それを無視して一部の者だけにということになるとこれはまた大きな問題になるうかと思えます。現段階においてはそのことについては考えておりませんという答えしかありません。

再 私は私の立場でものを言わしていただければやはり長いとリスクも多いわけですから、今後ともどんなことができるかわかりませんが検討していただければということだけ申し伝えておきたい。

答 村長
お気持ちは十分わかりますが検討するという答えはここではできないというのが偽らざる気持ちです。ただ心には止めておきたい。

問 三宅勤労福祉会館跡地について
行政としてこの勤労福祉会館跡地をどのように利用されるのか。

答 財政課長
跡地の今後の活用につきましては、第5次三宅村総合計画に基づき三宅村公共施設利用検討委員会等で十分協議して、村民にとって最も有効かつ効果的な活用を検討してまいります。

再 住民にとって有効的な利用ということなので当然、避難施設も含まれているわけですね。避難施設なり、避難のための場所というような部分を含めた議論をされるということですね。

答 財政課長
ご提言も含めましてもっとも有効、かつ効果的な検討を図ってまいります。



問 元気臨時交付金について
この交付金が本村において交付対象であればこの交付金をどのように活用され、活用しようとしているのか。

答 財政課長

本交付金事業の実施について、検討を行いました。交付対象事業が国の24年度補正予算に計上された追加公共事業に限られることから、三宅村実施計画に該当する事業が存在しないため申請は行っていません。今後とも、東京都

の補助金等の制度動向を重視しつつ、連絡を密にしながらより有利な財源の確保に積極的に努めてまいります。

再 私がこの元気臨時交付金について質問をした一つの意思の中には、担当職に置かれましてはこまゆづ情報収集については全神経をとがらせてもらって、村に財源を少しでも落とせるような手法を取っていただければというのが私の胸の中にはありました。今後とも情報収集には力を入れてもらって、更なる努力を要望します。

答 財政課長

ご提言のとおり有利な財源の確保に積極的に努めてまいります。

問 障害者総合支援法について
本村において、この障害者総合支援法を住民に対してどのように周知し対応をしているのか。

答 村民生活課長

議員ご指摘のとおり、本年4月1日より障害者自立支援法の一部が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法が施行され、主な改正点は障害者、障

害児の定義に新たに政令で定めます130の難病等が追加されました。難病患者等が必要に応じまして、ホームヘルプサービス、あるいは短期入所などの障害者福祉サービス、補走具費の支給、日常生活用具の給付が受けられることとなりました。本村の対象者は27人です。内7人はすでに障害者手帳を所持しておりますので、実質は20人ということになります。情報の周知については、窓口で厚生労働省発行のチラシを備え付けてございます。今月から東京都の難病の医療書の切り替え申請がございまして、この申請の時期を捉えまして、必要な対応を行っております。

再 他の活動と連動して周知してもらおうのと広報等の周知も必要ではないか。知らないような病気が該当するのかもしれない。住民周知には更なる努力を要望したい。

答 村民生活課長

担当課といたしまして引き続き必要な対応を図ってまいります。



彦坂 明伸
議員



問 地域ネットワーク事業について

わが国は、戦後各国が目を見張るような高度経済成長を成し得てきました。これに伴い生活水準が向上して、必然ながら生活様式や食生活の変化と相まって医療技術の進歩等により世界有数の長寿国になりました。近年、いわゆる団塊世代と称される人たちが高齢化し、わが国の高齢化の波は益々拍車がかかってきており、今や高齢化現象は社会保障の見地からも国の最重要課題となっております。つい最近の研究によると西暦2100年には、わが国の平均寿命は93歳と90歳を超える予測もされております。本村も高齢化が顕著になってきており、これに伴い高齢者世帯も増加しつつある現況下において、この地域ネットワーク事業はこれからの本村の実情を考慮したとき、必要な事業と言えます。現在一地区の実施を踏まえて、見直し作業を進めているとのことですが、どのような状況になっているの

か伺います。

答 村民生活課長

見直し作業の状況ですが、坪田地区の試行を踏まえて協力者の方々に過度の負担とならないよう、また、島ぐるみで効率的に実施できるように制度になるように検討を重ねているところであります。

再

早く見直し作業を完了して、全島にこの事業が図られるよう望むところであります。また、この事業を実施している他の自治体の実態を見ると行政が中心となっていないことはもちろんですが、地域内の各団体や新聞屋さんや郵便配達員、宅急便等の日常生活に直結した人たちの協力を得て実施しているのを見受けいたします。本村もこれらの自治体を参考にしたらと思つと同時に、この事業に本村が設置したTV電話の活用も一役担えるのではないかと考えるが再度見解を伺います。

答 村民生活課長

他の自治体の参考やTV電話の活用との提言であります。が、他の自治体で近くは大島町がこの事業を立ち上げたという情報も聞いております。検討にあたりましては、他の自治体における先進事例を調査するとともにIP告知端

末、ご指摘のTV電話こちらの方には双方方向の通信機能もありますので、この活用も考えていきたいと思ひます。

問 富賀大祭の広報について

祭りは四季を通じて日本全国津々浦々で行われており、日本文化の象徴と言っても過言でなく、日本人一人一人の心に根付いております。本島の富賀神社大祭も規模的には小さいかもしれないが「五穀豊穡」「大漁」「村内安全」「無病息災」を祈願して隔年ごと8月4日から8月9日までの間、阿古地区から時計廻りで島内5地区を渡御巡行して、各地区住民が一堂に会するイベントであります。この祭りが昨年3月21日付で東京都指定無形民俗文化財に指定されて、初めての祭であり

ます。このことから、この大祭は島の一大イベントと捉えて、他のイベント同様に観光客誘致を図るべく広報等広く周知をしたらと考えるが見解を伺います。

答 教育課長

富賀神社大祭は、三宅島の一大イベントであります。富賀神社大祭は神輿の渡御という伝統的な祭礼形態を継承しつつ、三宅島の旧五力村間で受け渡され、各村の鎮守に泊しながら島内を巡行する全

国でも極めて特異な形態を維持していることから、東京都の無形民俗文化財として指定されたものであります。三宅島の先人たちが幾多の災害を乗り越え、伝統を継承してきたことに敬意を表しまして今後三宅島の文化財として広くアピールして行くことが三宅島の魅力を拡大し観光客誘致につながってゆくものと考えております。

再

この祭りを通じて、新規の観光客の掘り起こしが図られれば観光客の増加にもつながると想定するが再度見解を伺います。

答 教育課長

ご提言の通り三宅島の先人が守り抜いてきた一大イベントを文化財として今後も強くアピールし魅力を拡大することによって、祭りの時だけでなく、三宅島への観光客誘致の拡大につながっていくものと考えております。



長谷川一也
議員



問 観光振興対策

ジオパークの取り組みについて

ジオパークとは地球活動の遺産を主な見所とする自然の中の公園として認定されるもので、世界ジオパークと日本ジオパークがあります。現在、伊豆諸島では伊豆大島が日本ジオパークとして認定されています。三宅島は活火山島であり、過去からの噴火が繰り返されてきた島なので、地質遺産等が数多く存在します。第5次三宅村総合計画では「観光業は三宅島の基幹産業であり、低迷した島の経済活性化を促進するため、これからの観光メニューには火山・海を活用した新たな観光メニューの開発に努める」とあります。まさにこれからの観光メニューには火山景観を生かした火山観光は欠かせないものであります。そのためにジオパーク認定は観光業にとって大きな起爆剤となり観光客誘致につながるものと考えます。ジオパークの取り組みについて見解を伺います。

答 観光産業課長

第二次観光振興プランの中でも火山観光については最重要施策として位置付けております。すでに島内25力所にジオ看板の設置をしており、また、阿古溶岩埋没地跡には火山体験遊歩道の整備をしております。ソフト面については、火山景観に関する見所を詳しく解説したジオマップを作成し、事業を進めていくところです。観光協会におきましては、本年4月より観光ガイドをスタートさせ、着実に火山観光の振興を進めております。日本ジオパーク認定であります。国内における三宅島の認知度を高めるためにも、有益であると考えられることから、今後関係機関との調整を進めてまいりたいと思ひます。

問 船客待合所の売店等の運用について

観光の玄関口となる阿古船客待合所が来月オープンとなります。観光シーズンを迎えるにあたり阿古船客待合所の売店・レストラン等の運用方法、三池港・伊ヶ谷港船客待合所や空港内への売店等設置に関する方向性について見解を伺います。また、島の特産品等の販売拡充機能・PRの

充実拡大についても併せて見解を伺います。

答 観光産業課長

阿古船客待合所については、1階に観光協会事務所を設置することで、観光インフォメーションの充実およびお土産等の販売に今後期待をしているところです。また、2階には三宅村交流センター（仮称）を設け、交流フロアと厨房フロアを備えており、飲食物の提供ができるよう今後準備を進めてまいります。また、三池港・伊ヶ谷港については、7月上旬から上り便の発着時間に合わせ、観光協会によるお土産品の販売、特産品の販売を開始するとしております。空港内については、スペース等の関係上難しいと聞いておりますが、今後も関係機関と協議してまいります。次に特産品の販売PR拡充については年2回程度、日葉については年2回程度、都内大手スーパーで試食会を含めたPR事業を展開しています。また、月1回のペースで島内宿泊事業者に対し、宿泊客へ明日葉料理の提供と明日葉料理のレシピの配布を依頼し、PRに努めております。島内では、島市のイベントを開催しておりますが、その中で新たな加工品の紹介、特産品の発掘に努めるなど、

引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

再

特産品、加工品等の販売において特に課題となっているのが、冷凍食品の配達方法（クール便）だと思えます。今年から人工透析もスタートしますが、患者さんの中には食事制限が必要となり、カロリー計算された食糧品等が必要となるケースもあります。また、他にも多数の方からクール便の要望がありまして、このクール便の取り組みについて見解を伺います。

答 観光産業課長

離島流通効率化事業により冷凍冷蔵コンテナの導入を検討しており、三宅島、御蔵島、運航事業者である東海汽船の三者で協議会をつくり、国の補助金によりコンテナを導入する事業を進めているところです。

問 アクセス対策
海路について



平成26年7月から大型客船「橋丸」の就航が予定されて

おり、その航路として上り便が大島への寄港を行うとの話を聞きます。大島寄港により新たな交通手段の選択が増え、利用者の利便性が向上するとともに、観光PR・観光客誘致にもつながる絶好の機会だと思えますが、大島町と連携した観光PR活動・観光客誘致に向けた相互間の施策展開・協力体制等について見解を伺います。また、現在、試験運航されているジェット

foilについてですが、島内の観光行事等に合わせた運航体制とするなど、東海汽船と連携を図り、利便性向上に努める必要があると考えます。併せて見解を伺います。

答 村長

新型船「橋丸」の就航は離島への船旅のイメージアップになるものと期待をしております。上り便の大島寄港については正式ではありませんがそのような計画もあると聞いています。東京までのアクセス向上は観光振興対策として有効な手段であると考えますので、運航事業者との連携を密にしたい。また、大島町との観光連携については、共通の観光資源である火山を軸として、ジオパークも含め大島町と積極的に調整を図ってまいります。また、ジェットfoilの運航体制について

は、観光振興対策として臨時運航等、東海汽船に要望をしまいたい。

再

橋丸就航時には、東京への到着時間を19時もしくは19時半ぐらいに到着できるように、是非要望活動をしていただきたい。

答 村長

話題の中では橋丸就航時には、竹芝桟橋到着時間は短縮できると聞いています。これから詰めの段階になってくるかと思われまますので、三宅島としても早く到着するよう要望してまいります。

問 空路について

三宅島の空路は平成26年4月までは羽田空港路線、それ以降は調布飛行場への空路の開設が決定していますが、依然として火山ガスの影響により欠航が多いのが現状です。しかし、現在は火山ガスの放出量も減少傾向にあると聞きます。今後、新空路開設に向け、火山ガスによる運航基準の緩和は喫緊の課題であり、早急な打開策を講じる必要があるものと考えます。現在の火山ガスの状況と運航基準緩和に対する今後の見解を伺います。

答 空港対策・防災担当課長

火山ガスの状況ですが、昨

年10月以降、二酸化硫黄の放出量は、日量500t以下が続き、村が定めている長期的健康影響基準である二酸化硫黄濃度の過去一年間の平均値、概ね0.04ppm以下が現在も連続して観測されるなど、目に見えて減少している状況です。この状況を踏まえ、航空会社に対し運航基準を見直すための検討材料として、科学的データを村、東京都で作成し、三宅村安全確保対策専門家会議（5月24日開催）において審議し、科学的健康影響に問題はないとの見解をいただきましたので、今後は、議会・村・考える会の三者で航空会社に対し運航基準の見直しについて要請をしたいと考えております。

再

全日空が運航している間に改善をしていただきたい。また、運航時間も半期ごとに見直すとなつていので9時前後に運航できるように併せて要望していただきたい。

答 空港対策・防災担当課長

現在の運航時間については平成20年4月の運航再開時において、火山ガスの影響が一番受けにくい時間帯の設定だと聞いております。今後、火山ガスの状況が目に見えて減少していることを踏まえ、運航時間の変更も併せて要請していきたいと考えます。

再 調布飛行場への開設にあたり、計器飛行の導入についてはどうなっているのか。

答 空港対策防災担当課長

計器飛行については、すでに東京都が調布飛行場に対して設置するとして事業を進めておりますので、来年の調布飛行場への乗り入れの際は、計器飛行が導入されていますので、就航率は向上されるものと思います。

エネルギー対策及び防災対策

問 猪瀬知事が進めている自然エネルギーの有効活用について

三宅村には発電所が一所所もなく、浜辺で海抜の低い所に立地しており、南海トラフ巨大地震でなくとも、数メートルの高さの津波が押し寄せた場合には、発電所の機能が壊滅される恐れが大きいことから、全電源が喪失してしまふ恐れがあります。また、発電機能が維持できたとしても、発電の燃料は島外から輸送された物であり、港湾機能の損害が大きい時、あるいは広域的に被害が発生し燃料の積み出しが困難な時には、燃料不足で電気の供給が止まってしまう可能性があります。現在、三宅村では東京

電力の発電に依存している状態となつていことから、災害時に強い電力のバックアップ機能として自然エネルギー（太陽光・風力・潮力等）の有効活用を検討すべきと考えます。三宅村はこれまで火山噴火などによる自然災害を幾度も克服してきた歴史があり、三宅村が自らの困難を克服するための対策、「スマートアイランド」づくりを行い、情報発信を行っていくことで、他の島々の対策にも寄与できるものと考えますが見解を伺います。

答 空港対策防災担当課長

非常時において安定的な電力が確保できるシステムを確立させることは非常に重要であると認識しております。村としても地域特性に適した再生可能エネルギーについて現在模索しており、本年度予算におきまして調査費を計上しております。他の地域における先進事例なども参考にしながら調査を進めてまいります。



問 事前防災の取り組みについて

中央防災会議でまとめた最終報告では、南海トラフ巨大地震の規模や発生時期の予測は困難と結論づけ、被害を減らす「事前防災」の取り組みが重要視されています。このような発表を踏まえ、今後の防災対策・事前防災の取り組みについて見解を伺います。

答 総務課長

平成25年5月に東京都から発表された三宅村5地区の、詳細な津波到達時間、津波の高さを6月の広報で住民に周知しました。村では「住民避難を中心し命を守る」これを基本として今後も避難路の確保などハード面と避難計画の整備・訓練の実施・家庭備蓄の増強など、ソフト面での事前防災の充実、強化に努めてまいります。

再 住民より最近、明け方に地震が多いと聞きますが、実際に微動の地震が発生しているのか伺います。

答 総務課長

地震の詳細な情報については、気象庁より逐一報告が入ることになっておりますが、そのような報告はありません。

谷 寿文
議員



問 交通網の確保について

来年7月より新造船「橘丸」が就航しますが、高速船就航については過去の実績も含めてどのように考えているのか。当初はあくまでも新規航路開拓のための試験運航と聞いていましたが、今後はジェットフォイル航路として随時運航が行われていくと解釈してよいのか。そもそも高速船就航の意義は海路による東京へのアクセス時間の短縮を求めているのではないのでしょうか。しかし、今の運航体系ではその目的に向かっているとは思えません。村長の高速船運航に対する考えと、空海路を考える会の方針がどのようになっているか、東海汽船との話し合いはどのように行われているのかお伺いします。

答 村長

高速船就航に係る空海路を考える会の考えですが、これまで実施した高速船の就航を求める署名活動や東海汽船に対する要望活動を村・議会と連携して行っており、高速

船就航に関する考え方は同一と認識しています。また、これまでの高速船実験運航は毎年延べ5日間くらいの運航ですが、天候などの影響により約半分程度の就航となっております。今年度においても4日間の実験運航が継続されております。東海汽船の考えですが、要望書提出時における見解は、潮流及び船の手配等に課題があり、定期就航は困難であるとのことでした。これらの状況を踏まえて当面は観光行事に合わせた臨時運航の実施について東海汽船に働きかけを行って参ります。

再 閑散期の単発的な臨時運航に満足するならば、本

当に航路改善と言えるのか疑問である。橘丸も復路便は大島寄港となると聞きますが、少しでも東京への時間短縮を求める利用者にとって不便極まりない。ジェットフォイルの具体的な運航が実現しないならば、ここは一端区切りをつけて、橘丸が少しでも早く東京竹芝に到着する運航体系を求めていく必要があるのではないかと考えますが、村長のお考えをお伺いします。

答 村長

ジェット船については5月から10月のシーズン中はとも無理だという船会社の回答を得ておりますが、具体的な

要望を上げていただき、次につなげていきたいということ、村でもいまその運びをしているところ。橋丸につきましては、非公式で大島寄港と聞いておりますが、それであつても竹芝到着は早くないと聞いております。なお、大島寄港に関しては、ジオパーク等のこともあり、どちらがいいのかということは精査する必要があると考えております。

再 交通アクセスはさまざま手段があることが理想ではあります。今の臨時便運航体系では大島から先が乗り換えなどのために結局は4〜5時間も掛かってしまい、高速船の意味がなくなってしまう。村長のお考えをお伺いします。

答 村長

議員のおっしゃることは私も理解できまして、事実、私もそのような声を聞いております。空路に関しては火山ガス規制の緩和と計器飛行ということ、就航率も上がってくるということですが、貨物となると重量制限が厳しくなるようですので、やはり船便も必要ということで、ジェット船についても性急に結論づけずに、あらゆる角度から検討すべきと考えております。

問 多目的施設の建設について

私はこの計画の見直しを何度も訴えてきましたが、まず先日行われた入札が不調に終わった経緯と原因についてお伺いします。

答 総務課長

入札不調の原因ということですが、入札結果が辞退ということと札等が入っておりませんので、今のところ正しい内容はわかっておりません。

再 この施設は全島民が使う施設であり、かつ4億円以上かける櫻田政権になって最大の投資的事業になるにも関わらず、私が求めてきた坪田地区以外の地区での説明会が開催されていない理由を伺いたい。ここにきて三池・沖ケ平地区の準居住地区への規制解除に併せて出てくる役場本庁舎の問題や、議会から強い要請のある火葬場の建替えなど、先々多額の財源が必要になってくる状況において、未だにこの多目的施設建設の優先順位が最上位であると考

えているのか村長にお伺いします。

答 村長

いまもつてその考えに変わりはありません。また、坪田地区で説明会を開催するとき

には、各地区の自治会長をお呼びして説明を聞いてもらうという手法をとりました。

再 では一例として伺います。が、防災面ではどうでしょうか。消防施設である坪田分団施設の移設先も平行して示さずに、本当に優先順位が妥当だと考えますか。三池・沖ケ平地区の規制解除に伴って島民の経済活動も再開されれば、それだけ災害リスクが高まることは明らかであり、

ですが、一分一秒を争う防災体制が後回しでいいのでしょうか。昨年は日本国内最大規模の山林火災があので地域で発生したばかりです。防災面で不安はないのか、現場を指揮する消防長に見解を伺います。

答 村長

三宅村には文化の中心ともなるべき施設もなく、他島にもあるように一カ所くらいは必要であると考えています。消防施設は場所が狭いということ、近くに建設するよう検討を進めています。

答 消防長

防災拠点としての坪田分団施設の移転ということですが、昨年11月の設計変更により分団詰所が入らないということ、今現在も場所の選定検討中ということになっております。

再 元々の場所には坪田分団詰所があつたにも関わらず、多目的施設だけは着々と進んでいるわけですが、話を戻して、入札が不調に終わった今後のスケジュールはどうなるのか伺います。

答 総務課長

今後のスケジュールですが、現在設計委託業者に設計内容の再確認をさせております。何分専門性の高い分野でもあり、役場の職員だけでは完全な確認が難しいということもありますので、他の業者においてもチェックをかける予定でいま調査をしており、一カ月くらいは掛かるものと思っております。

再 先日の全員協議会において、島内業者ではなく島外の業者を入れたらどうかと共産党議員は言っておりまして、私はそれで良いとは思いません。が、そもそも当初予定額が5〜6億円で、それを4億円台に予算を圧縮した結果の入札不調。それを更なる予算の増額で対応しようとするなら、財源問題などは無視で建設ありきということになってしまつてはならないのか。どうせ造るのならば良い物を適切な場所に、という私が一貫して訴えてきた基本にもう一度戻るべきで、この施設建設は紆余曲折の末、今回

の入札不調となると、これはもうアヤのついた計画と言わざるをえません。どうか入札不調を機に、いま私が一例にあげた防災関連事業を含めた万全な計画で臨むよう櫻田村長に強く求めて質問を終わります。

答 村長

良い物を良い場所にといいことを考えたときに、私は今の場所がベストと考えております。ただ、入札に関しましては、いま精査しているところでありまして何とも言えません。



開催日 平成25年7月3日
場所 阿古地区



阿古漁港船客待合所落成式（名称：ここぼーと）

ライブ三宅



議員コラム

はじめに、一昨年の東日本大震災等により、今なお仮設住宅や離散生活を余儀なくされ、三回目の暑い夏を迎える皆さまに心からお見舞い申し上げます。この大震災以降、日本人の心にか変化が芽生えたように感じました。その一例として、昨年のロンドンオリンピックで今迄メダルに縁がなかった団体競技が活躍し、特に感銘したのは競泳陣で男女27人が一致団結し、これまでの2大会で金メダル保持者の北島選手が無冠に接して、「康介を手ぶらで帰させることはできない」と選手一丸となって戦ったあの光景は強い感動を受けました。このように、この災害を機に「絆」という心の作用の一端を観た思いがしました。本村もこのことを胸に刻み、村の発展のため島民が団結し、英知を集めて歩んで行くことが大切ではないかと考えます。私も選挙公約の「島民を重んじる政治」を目指して、日々邁進してまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

三宅村議会 彦坂 明伸

議会に対するご意見、ご要望がありましたらお寄せください。

編集委員

平川 大伸
彦坂 明也
長谷川 一也

お問合せ先

発行：三宅村議会
住所：東京都三宅島三宅村阿古497番地
電話：04994-5-0956
担当：議会事務局 曾我部・丹

